

市区町村別集計項目(推進体制等)

兵庫県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						23	27	12			39					
28	100	神戸市	企画調整局企画調整課 男女共同参画センター	1	1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する 条例	2003年3月27日	2003年4月1日		神戸市男女共同参画計画(第5次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	201	姫路市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	2016年2月23日	2016年4月1日		姫路市男女共同参画プラン2022	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1	2	1	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次尼崎市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	203	明石市	明石市 男女共同参画課	1	1	0	0				0	あかし男女共同参画プラン	2011年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	204	西宮市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	(西宮市男女共同参画プラン)	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	0	
28	205	洲本市	市民生活部 市民課 人 権推進室	1	2	1	1				0	(第3次洲本市男女共同参画プラン)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
28	206	芦屋市	人権・男女共生課	1	2	1	1	芦屋市男女共同参画推進条例	2009年3月27日	2009年4月1日		第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウイ ザス・プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	207	伊丹市	男女共同参画課	1	2	1	1				0	第3期伊丹市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	208	相生市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次相生市男女共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
28	209	豊岡市	ジェンダーギャップ対策室	1	2	0	1				3	第4次豊岡市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	210	加古川市	市民活動推進課	1	1	1	1				0	第5次加古川市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	212	赤穂市	市民対話課	1	2	0	1	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第2次赤穂市男女共同参画プラン(一部 見直し)	2017年3月 ~ 2024年3月	1	1	
28	213	西脇市	企画調整課	1	1	1	1				0	第3次西脇市男女共同参画基本プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	214	宝塚市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	2002年6月27日	2002年7月1日		第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	215	三木市	人権推進課	1	1	0	1				3	三木市男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月 ~ 2025年3月	1	1	
28	216	高砂市	人権推進課	1	2	1	1				0	第3次たかさご男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	217	川西市	人権推進課	1	2	1	1	川西市男女共同参画推進条例	2015年6月30日	2015年7月1日		第3次川西市男女共同参画プラン【改定 版】	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	218	小野市	市民安全部ヒューマンラ イフグループ	1	2	1	1	小野市はーと・シップ(男女共同参画) 社会推進条例	2002年9月26日	2002年10月1日		はーと・シッププラン	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	219	三田市	人権共生推進課	1	2	0	1				0	第5次三田市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	220	加西市	ふるさと創造課	1	2	0	0	誰もが性差にとらわれず共に生きる社 会づくり条例	2022年3月24日	2022年4月1日		第3次加西市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
28	221	丹波篠山市	人権推進課	1	2	0	0				0	第3次丹波篠山市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
28	222	養父市	市民生活部人権・協働課	1	2	1	0				0	第4次養父市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
28	223	丹波市	人権啓発センター	1	1	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	2019年3月7日	2019年4月1日		第3次丹波市男女共同参画計画「丹(まご ころ)の里ハーモニープラン」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生 課	1	2	0	0				0	第2次南あわじ市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	225	朝来市	人権推進課	1	1	1	1				0	第3次朝来市男女共同参画プラン~ウイ ズ(with)プラン~	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	226	淡路市	市民人権課	1	2	1	1				0	第2次淡路市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	227	宍粟市	市民生活部人権推進課	1	2	1	1	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同 参画社会づくり条例	2021年3月12日	2021年4月1日		第2次宍粟市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
28	228	加東市	人権協働課	1	2	1	1				0	第3次加東市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
28	229	たつの市	市民生活部 人権推進課	1	2	1	0				0	第2次たつの市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
28	301	猪名川町	生活部福祉課人権推進 室	1	2	0	1				0	第四次猪名川町男女共同参画行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	0	1	
28	365	多可町	生涯学習課	1	2	1	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	2010年4月1日	2010年4月1日		第2次多可町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	381	稲美町	稲美町教育委員会 教育 政策部 人権教育課	2	2	0	1				0	第3次稲美町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
28	382	播磨町	生涯学習グループ	2	2	1	0				0					1
28	442	市川町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2期市川町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	443	福崎町	社会教育課	2	2	0	0				0	福崎町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	446	神河町	総務課	1	2	0	0				0	第2次神河町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
28	464	太子町	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次太子町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
28	481	上郡町	生涯学習課	2	2	0	0				0					1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
28	501	佐用町	総務課総務人事室	1	2	0	0				2	女性活躍推進法に基づく佐用町特定事業主行動計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
28	585	香美町	町民課人権推進室	1	1	0	0				0	第3次香美町男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	586	新温泉町	新温泉町人権推進室	2	2	0	1				0	第4次新温泉町男女共同参画社会プラン	2022年4月 ~ 2026年3月	0	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|---|---|--|---|---|
| <p>所属</p> <p>1 首長部局</p> <p>2 教育委員会</p> <p>事務所掌</p> <p>1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課</p> <p>2 1ではない</p> | <p>庁内連絡会議</p> <p>1 有</p> <p>0 無</p> <p>諮問機関</p> <p>1 有</p> <p>0 無</p> | <p>男女共同参画に関する条例</p> <p>現在の状況</p> <p>1 2023年3月末までの制定を目途に検討中</p> <p>2 2022年度以降の制定を目途に検討中</p> <p>3 その他</p> <p>0 検討していない</p> | <p>男女共同参画に関する計画</p> <p>女性活躍推進法の推進計画との関係</p> <p>1 一体</p> <p>0 一体でない</p> <p>計画の策定方法</p> <p>1 単独計画として策定</p> <p>0 総合計画の一部として策定</p> | <p>現在の状況</p> <p>1 策定予定有</p> <p>0 策定予定無</p> |
|---|---|--|---|---|

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			22							2	20	14	7	1	15	5	2
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてつぶKOBE	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通3丁目4番3号	078-361-6978	078-361-6477	https://astep.city.kobe.lg.jp/		○	○			○		
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/		○	○			○		
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性センター・トレピエ	661-0033	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	http://www.amagasaki-trepied.com	○			○			○	
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター		673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1アスパア明石北館7階口	078-918-5600	078-918-5618	http://withakashi.jp/		○		○			○	
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokyodosankaku/index.html		○	○			○		
28	205	洲本市															
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザスあしや	659-0064	芦屋市精道町8番20号	0797-38-2023	0797-38-2175	https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html		○	○			○		
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	ここいろ	664-0895	伊丹市宮ノ前2-2-2 商エプラザ5階	072-781-5516	072-781-5530	https://itami-kokoiro.jp/	○			○			○	
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	相生市男女共同参画センター	678-0031	兵庫県相生市旭一丁目2番10号	0791-23-7130	0791-23-7137	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chikishinko/aioishidanjokyoudousankakusenta.html		○	○			○		
28	209	豊岡市															
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0031	加古川市加古川町北在家2718青少年女性センター2階(令和4年5月31日より加古川市加古川町篠原町21-8カピル21ビル5階)	079-424-7172	079-454-4190	https://www.city.kakogawa.lg.jp		○	○			○		
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター		678-0233	赤穂市加里屋中洲3丁目55	0791-43-7800	0791-43-6810	http://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/joseikouryucen.html		○	○			○		
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	兵庫県西脇市野村町茜が丘16番地の1	0795-25-2800	0795-25-2220	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/miraie/		○	○			○		
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka-ell.jp/		○		○			○	
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼーよ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-89-2331	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/		○	○			○		
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-442-2229	https://www.city.takasago.lg.jp/		○	○			○		
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	兵庫県川西市小花1丁目8番-1	072-759-1856	072-759-1891	http://www.gesca-kawanishi.jp/		○		○			○	
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター		675-1366	兵庫県小野市中島町72小野市うるおい交流館エクラ内	0794-62-6765	0794-62-2400	https://www.ksks-arche.jp/danjo/		○		○				○
28	219	三田市	まちづくり協働センター		669-1528	三田市駅前町2番1号キッピーモール6階	079-559-5155	079-563-8001	http://www.city.sanda.lg.jp		○	○					○
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2312	加西市北条町北条28番地1	0790-42-0106	0790-42-0133	https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/furusoo000/1437.html		○	○			○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
																		住所
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	フィフティ	669-2397	兵庫県丹波篠山市北新町41番地	079-552-6926	079-554-2332	https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/index.html		○	○				○		
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/jinken/index.html		○			○	○			
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター		669-3467	丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階(市民プラザ内)	0795-82-8684	0795-82-8692	https://www.tamba-plaza.jp/daniyo-c/		○	○			○			
28	224	南あわじ市																
28	225	朝来市																
28	226	淡路市																
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター		671-2576	宍粟市山崎町鹿沢65-3	0790-63-0840	0790-63-0841	https://www.city.shiso.lg.jp/		○	○			○			
28	228	加東市																
28	229	たつの市																
28	301	猪名川町																
28	365	多可町																
28	381	稲美町																
28	382	播磨町																
28	442	市川町																
28	443	福崎町																
28	446	神河町																
28	464	太子町																
28	481	上郡町																
28	501	佐用町																
28	585	香美町																
28	586	新温泉町																

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

兵庫県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		29	3	10.3	40	0	0.0	12	1	8.3	12	0	0.0	7,665	614	8.0
28	100	神戸市				1	0	0.0	3	0	0.0									
28	201	姫路市				1	0	0.0	3	0	0.0						924	39	4.2	
28	202	尼崎市				1	1	100.0	2	0	0.0						590	130	22.0	
28	203	明石市				1	0	0.0	0	0							468	111	23.7	
28	204	西宮市				1	0	0.0	2	0	0.0						458	90	19.7	
28	205	洲本市				1	0	0.0	1	0	0.0						164	8	4.9	
28	206	芦屋市				1	1	100.0	1	0	0.0						81	12	14.8	
28	207	伊丹市				1	0	0.0	1	0	0.0						199	40	20.1	
28	208	相生市				1	0	0.0	1	0	0.0						128	8	6.3	
28	209	豊岡市				1	0	0.0	2	0	0.0						359	0	0.0	
28	210	加古川市				1	0	0.0	2	0	0.0						316	19	6.0	
28	212	赤穂市				1	0	0.0	1	0	0.0						96	1	1.0	
28	213	西脇市				1	0	0.0	1	0	0.0						84	1	1.2	
28	214	宝塚市	1994年10月21日	男女共同参画社会実現に向けての声明	1	1	100.0	1	0	0.0							274	63	23.0	
28	215	三木市				1	0	0.0	2	0	0.0						199	6	3.0	
28	216	高砂市				1	0	0.0	1	0	0.0						130	4	3.1	
28	217	川西市				1	0	0.0	1	0	0.0						133	19	14.3	
28	218	小野市				1	0	0.0	2	0	0.0						89	3	3.4	
28	219	三田市				1	0	0.0	2	0	0.0						179	12	6.7	
28	220	加西市	2007年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0							141	1	0.7	
28	221	丹波篠山市				1	0	0.0	1	0	0.0						262	4	1.5	
28	222	養父市				1	0	0.0	1	0	0.0						152	2	1.3	
28	223	丹波市				1	0	0.0	1	0	0.0						298	1	0.3	
28	224	南あわじ市				1	0	0.0	1	0	0.0						203	6	3.0	
28	225	朝来市				1	0	0.0	1	0	0.0						159	0	0.0	
28	226	淡路市				1	0	0.0	2	0	0.0						232	7	3.0	
28	227	宍粟市				1	0	0.0	1	0	0.0						156	0	0.0	
28	228	加東市				1	0	0.0	1	0	0.0						96	2	2.1	
28	229	たつの市				1	0	0.0	1	0	0.0						215	7	3.3	
28	301	猪名川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
28	365	多可町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
28	381	稲美町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	3	4.6
28	382	播磨町										1	1	100.0	1	0	0.0	45	4	8.9
28	442	市川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
28	443	福崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数
28	446	神河町									1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
28	464	太子町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
28	481	上郡町									1	0	0.0	1	0	0.0	123	4	3.3
28	501	佐用町									1	0	0.0	1	0	0.0	131	0	0.0
28	585	香美町									1	0	0.0	1	0	0.0	119	0	0.0
28	586	新温泉町									1	0	0.0	1	0	0.0	117	2	1.7

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5		問6	問7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
			28	1の合計	39	0	35		2								37	37	37	37	39	31		
			9	2の合計	0	29	4		36								2	0	1	1	1	3		
			1	3の合計	0	6			1								0	0	0	0	0	1		
			3	4の合計	1	4											1	3	2	2	0	4		
28	100	神戸市	神戸市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1)単に氏名が記載された文書等 (2)専ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4)法律等に基づかない文書等、その他所長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	神戸市会	1	4	2		2								2	4	2	2	1	4		
28	201	姫路市	姫路市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	姫路市議会	1	4	2		2								1	1	1	1	1	1		
28	202	尼崎市	尼崎市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	尼崎市議会	1	2	1	尼崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日からその出産の日後8週間を経過する日までの期間内において会議を欠席しようとするときは、あらかじめ、その欠席しようとする日又は期間を明らかにして、その旨を議長に届け出ることができる。		2							1	1	1	1	1			
28	203	明石市	明石市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要領は、本市に勤務する全職員(再任用職員、任期付職員及び臨時雇用の職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏名を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	明石市議会	1	3	1	明石市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		
28	204	西宮市	西宮市職員旧姓使用等取扱要綱 第2条 職員は、次の各号に該当する場合を除き、任命権者の承認を得て、職務上旧姓等を使用することができる。 (1)法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に反する場合 (2)職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合	西宮市議会	1	2	1	西宮市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		
28	205	洲本市	洲本市職員旧姓使用取扱規定第1条 第1条 この規定は、市の一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名を改めた後、引き続き従前の戸籍上の(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	洲本市議会	1	2	1	洲本市議会会議規則第2条(欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		
28	206	芦屋市	芦屋市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、次に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。	芦屋市議会	1	2	1	芦屋市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		
28	207	伊丹市	(旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用するときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。	伊丹市議会	1	3	1	伊丹市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		
28	208	相生市	相生市職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	相生市議会	1	2	1	相生市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																														
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7																						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例																							
28	209	豊岡市	2	豊岡市議会	1	2	1	豊岡市議会会議規則 第2条第1項 省略 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																								
28	210	加古川市	1	加古川市議会	1	3	1	加古川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														2										
28	212	赤穂市	1	赤穂市議会	1	2	1	赤穂市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1										
28	213	西脇市	2	西脇市議会	1	3	1	西脇市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1										
28	214	宝塚市	1	宝塚市議会	1	4	2	宝塚市職員旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性と意欲が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整えるため、職員が婚姻、養子縁組その他事由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関して、必要な事項を定める。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。なお、氏を改めた時期は問わない。 (1) 公権力の行使に関与する場合 (2) 外部の機関等に支障を及ぼす恐れのある場合 (3) 法令等により戸籍上の使命を使用することが定められている場合 (4) 電算システム等大幅な変更等、事務処理に多大な負担が必要となる場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行の上で誤解や混乱が生じるおそれのある場合 2 前号の規定は、可能な限り旧姓を使用しようとする職員の意思に沿って解釈されなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用が認められた文書等については、原則として旧姓を使用しなければならない。 (旧姓使用の手続き) 第3条 職員は、旧姓を使用もしくは使用中止しようとするときは、履歴事項変更届にその旨を記載し、任命権者に提出するものとする。 2 職員は、特段の理由なく旧姓使用及び旧姓使用中止を繰り返してはならない。 (人事異動等の場合の取扱い) 第4条 旧姓を使用している職員が、人事異動等により他の任命権者に属することとなった場合は、その属することとなった任命権者に前条第1項の届出書を提出しているものとみなし、引き続き旧姓を使用することができるものとする。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第5条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	2																			1	4	4	4	1	1
28	215	三木市	1	三木市議会	1	2	1	三木市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その範囲を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															1	1	1	1	1	1				
28	216	高砂市	2	高砂市議会	1	3	1	高砂市議会会議規則第2条第1項及び第83条第1項に規定する出産により出席できないとき等に関する申し合わせ事項 届出に係る期間は、出産予定日を含め前8週(多胎妊娠の場合は14週)及び出産日の翌日から後8週の期間内とする。□	2															2	1	1	1	1	1	1			
28	217	川西市	1	川西市議会	1	2	1	川西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長にその旨を届け出ることができる。□	2															1	1	1	1	1	1				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
28	218	小野市	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	小野市議会会議規則 第2章委員会 第1節総則(欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 (平成27議会規則1・令和3議会規則2一部改正)	2	1	1	1	1	1	1	
28	219	三田市	1	職員の旧姓使用に関する取扱要領 1 趣旨 この要領は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する事項を定める。 2 定義 この要領において、「職員」とは、再任用職員及び臨時任用職員を含む一般職の職員及び嘱託員をいう。ただし、市民病院の事務局職員以外の職員は除く。 3 旧姓使用の範囲 職員が旧姓を使用することができるものは、下記に掲げるすべてに該当するものであって、概ね別表1に掲げるものとする。 また、旧姓を使用することができないものは、概ね別表2に掲げるものとする。 なお、列挙しているもの以外の旧姓の使用については、人事課と協議のうえ、判断するものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 4 旧姓使用開始の手続き 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓等使用承認申請書を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 5 旧姓使用中止の手続き 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓等使用中止届を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 なお、旧姓使用中止届を提出した職員は、再度同一事実において旧姓使用の届出はできないものとする。 ただし、新たに戸籍上の氏を改めた場合、その他特段の理由がある場合については、新たに旧姓使用の申請ができるものとする。 6 職員及び所属長の責務 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用に当たり、常に市民又は職場に誤解又は混乱が生じようおそれなければならない。 また、所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (別表1) 旧姓を使用することができるもの 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 職場での呼称(2) 名札(3) 職員一覧(4) 名刺(5) 座席表(6) 各種文書における担当者氏名 (7) 庁内 LAN・財務会計システム・就業管理システム・その他業務システムへの登録、メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 起案文書(2) 決裁文書(財務帳票含む)、供覧文書等に係る押印又はサイン(3) 復命書 (4) 事務分担表(5) 事務引継書(6) 職員表彰関係文書(6) その他、組織内で使用される文書 3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの (1) 人事通知書(2) 人事異動内示書(3) 職務に専念する義務の免除申請書類(4) 旅行命令書 (5) 営利企業等従事許可申請書(6) 兼職等承認申請書(7) 通勤届(8) 住居届(9) 扶養親族異動認定申請書(10) 育児休業関係書類(共済組合、健康保険組合等への提出書類は除く) (11) 休暇関係書類(共済組合、健康保険組合等への提出書類は除く) 4 その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (別表2) 旧姓を使用することができないもの 1 職員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの (1) 宣誓書(2) 退職届(3) 処分関係書類(4) 職員台帳 (5) 身分証明書その他職員の身分を示す証明書(職員証、勤務・在籍証明書等) 2 外部の機関等に支障を及ぼすおそれのあるもの (1) 税務署等に係る書類(扶養控除申告書、源泉徴収票、税額通知書等)(2) 共済組合、健康保険組合等に係る書類(共済組合員証、健康保険証等)(3) 退職手当組合に係る書類(4) 裁判所、法務局、労働基準等に係る書類(公務災害認定請求書等、交通事故報告等報告書、差押え書類等) 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの (1) 許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等(2) 徴税員証、立入検査証 4 私人との法律上の関係を発生させるもの (1) 契約書、入札執行関係書類、協定書等の書類	三田市議会	1	2	1	三田市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条2項)	2	1	1	1	1	1	1	1
28	220	加西市	1	加西市職員の旧姓使用に関する要綱 この要綱は、職員(職員、会計年度任用職員及び臨時職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改姓によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	加西市議会	1	2	1	加西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記していない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
28	221	丹波篠山市	1	丹波篠山市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(再任用を含む一般職の職員及び非常勤嘱託員等非正規職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定めるものとする。	丹波篠山市議会	1	2	1	丹波篠山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
28	222	養父市	1	養父市職員の旧姓使用に関する規程第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。	養父市議会	1	2	1	養父市議会会議規則 (欠席等の届出)第2条(略)2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席等の届出)第2条(略)2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
28	223	丹波市	1	丹波市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、丹波市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	丹波市議会	1	2	1	丹波市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
28	224	南あわじ市	4		南あわじ市議会	1	2	1	南あわじ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1		
28	225	朝来市	2		朝来市議会	1	2	1	朝来市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	4		
28	226	淡路市	1	淡路市職員旧姓使用取扱要領第3条 この要領において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することをいう。	淡路市議会	1	2	1	淡路市議会会議規則第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
28	227	宍粟市	1	宍粟市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、宍粟市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、引き続き婚姻前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに、必要な事項を定めるものとする。	宍粟市議会	1	2	1	宍粟市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	2		
28	228	加東市	4		加東市議会	1	4	2		1	加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。 (1) 公務上の災害 (2) 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合											
28	229	たつの市	2		たつの市議会	1	2	1	たつの市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1		
28	301	猪名川町	1	猪名川町職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、下記に掲げるすべてに該当するものであって、別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を招くおそれのないもの	猪名川町議会	1	2	1	猪名川町議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	猪名川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例中で、出産に限定せず、欠席に応じた減額がある。						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
28	481	上郡町	(使用中) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を、所属長を経て町長に提出しなければならない。 2 前項の届を町長が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。 (申請の制限) 第8条 前条により、旧姓使用中止届を受理された職員は、再び同一の旧姓使用の申請をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (補則) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成28年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行日前に戸籍上の氏を変更した職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文章等 基準 使用することができるもの 職務上単に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起家文書、收受文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用許可申請書等 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務命令簿、休暇願、職務専念義務免除承認申請書等	佐用町議会	1	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(胎児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	2
28	585	香美町		香美町議会	1	2	1	前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	3

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
28	586	新温泉町	1	<p>新温泉町職員の旧姓使用に関する要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用職員) 第2条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。</p> <p>(旧姓使用の申請) 第4条 職員は文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所屬長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を経て当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条の規定により承認を受けて、旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所屬長を経て任命権者に提出しなければならない。 (表題) 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行日) 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要領の施行の日から平成23年5月31日までの間に、第4条に定める申請をすることができる。</p> <p>別表第1(第3条関係) 旧姓使用を認める文書等 基準箇 1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの ① 届出申請書、履歴書、職務経歴書、職務日誌、職場での呼称等 2 職員の権利・義務に係るものの中で、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの ① 田動簿、休職等届、育児休業に関する申請書、病欠休暇に関する申請書、職務専念免除申請書、営利企業等従事許可申請書等 3 対外的なもので氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの ① 職員配置表、事務分掌表、名札、名刺</p> <p>別表第2(第3条関係) 旧姓使用を認めない文書等 基準箇 1 職員の身分関係に係わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの ① 人事異動通知書・人事異動内示書等 ② 人事発令関係文書、履歴書、宣誓書、法令に基づく身分証明書(徴税吏員証等)、退職願、退分関係書類 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの ① 給与その他の手当・旅費に関する各種の申請・届出・帳簿等関係文書、共済組合関係文書、公務災害関係文書、各種研修関係文書、福利厚生に関する各種申請等関係文書、健康診断関係文書、財務会計関係文書 3 公権力の行使に係るもの ① 各種契約書、許認可、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書等</p>	新温泉町議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	4	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント等に関する規定を設けている。 2. 議員向け相談窓口を設けている。 3. ハラスメント防止研修を実施している。 4. その他	4 その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
		0	0	10	4	0	0	0		0	1	4		7			
		0	7	8	0	1	0	0		1	10	14		32			
		0	0	22	0	0	6	0		5	29	0		2			
		40	33		0	0	0	2				22					
28100	神戸市	4	2	3							3	2		3			
28201	姫路市	4	4	1			3			3	3	2		2			
28202	尼崎市	4	4	3							3	2	1	尼崎市地域防災計画 5. 女性や子育て家庭のニーズに配慮する 平時から定期的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、女性を避難場所運営者を含めると、女性運営者へのアドバイス、妊産婦・乳幼児支援の取組が必要である。 防災・減災における女性センターの役割として、必要な機関との連携や、女性センターの市内外のネットワークなどを活用することにより、次の事項について取り組む。 1) 災害発生前 ア 母子健康手帳等に災害への備えについて掲載し、妊産婦へ啓発を行う イ 女性や子育て家庭向けの防災・減災学習を行う ウ 市外の女性センター等からの受援体制を整備する 2) 災害発生後 ア 女性や子育て家庭に役立つ情報提供や相談窓口の設置・運営を行う イ 女性団体や地域の女性グループ等の取組みや支援をコーディネートする			
28203	明石市	4	4	3							3	4	1	明石市地域防災計画 P295、P303: 避難者の食糧・物資調達配付に関すること。 炊出しの実施、配分等に関すること。			
28204	西宮市	4	4	1				4			3	2	2	「政治分野におけるハラスメント防止教材、動画」及び「地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集」を各議員に情報共有している。			
28205	洲本市	4	4	3							2	2		2			
28206	芦屋市	4	4	1	1	2	3		2	2	2		1	芦屋市地域防災計画 - 男女共同参画及び多様性の配慮の視点から、避難所の運営管理等について、防災担当部署と男女共同参画担当及び人権担当部署との連携に努める。 - 防災知識の普及・訓練を実施する際は、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図る。また、女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備として、防災安全課は必要と考えられる物資の備蓄に努める。また、人権・男女共生課は啓発紙やセミナー等の開催を通じて、男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。 - 平時より、人権・男女共生課が中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握に努める。 - 子育て家庭に対しても個々の状況に応じた十分な配慮を行うと共に、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。具体的には女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等を行う。			
28207	伊丹市	4	4	3							3	2		2			
28208	相生市	4	4	3							3	4		2			
28209	豊岡市	4	2	3							3	4		2			
28210	加古川市	4	4	2							3	2		2			
28212	赤穂市	4	4	3							3	4		2			
28213	西脇市	4	4	2							2	1	2	西脇市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第1条 この規程は、西脇市議会議員(以下「議員」という。)の通称名等の使用について、必要な事項を定める。 第3条 議員は、通称名等を使用しようとするときは、通称名等使用届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。ただし、一般選挙後において議長が選出されていないときは、議会事務局長に提出するものとする。			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント等(ヘイト規制)に関する規定がある 2. 議員向け相談窓口を設けている 3. 議員向け相談窓口を設けている 4. その他	4. その他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
28	219	三田市	4	4	1	1					3	4		1	三田市地域防災計画・三田市避難所運営マニュアル 三田市地域防災計画災害応急対策計画において、避難所においては、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織や自治会といった住民組織が主体となった避難所運営委員会を組織し、次の3点の視点を持って、避難所運営にあたるとしている。 ① 行政との連携のもとに住民の自治による運営 ② 地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくり ③ 要援護者の支援や男女共同参画の実現など、一人ひとりの多様性に配慮した運営 また、避難所運営委員会を組織するにあたっては、3割以上の女性役員の登用や、医療・保健・福祉などの専門職能団体、ボランティア・NPO団体の参画を図る点について留意する。 避難所運営において特に配慮すべきこととして以下の対応を行う。 (1) 男女別の物干し場、更衣室、トイレの設置 (2) 授乳スペースの確保 (3) 女性担当者による女性用品の配布 (4) 巡回警備や防犯ブザーの配布等の女性や子どもへの暴力に対する安全確保や相談場所の設置 (5) 災害時要援護者用窓口の設置 (6) 災害時要援護者に配慮した対応(身体面・情報面で支援が必要な避難者に対し、スペースの配慮やマナーによる支援) (7) 家庭動物収容スペースの確保	
28	220	加西市	4	4	2						2	4		2	通称の使用に関する申し合わせ	
28	221	丹波篠山市	4	4	1	1					2	1		2	丹波篠山市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も受領しないこと。 (3) 市等(出資法人及び指定管理者を含む。以下同じ。)が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)並びに指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介する等の有利な取扱いをしないこと。 (4) 市等の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職務を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 市の議員の採用、昇格又は異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。	
28	222	養父市	4	4	2						2	4		2		
28	223	丹波市	4	4	1		3				3	4		2		
28	224	鹿あわじ市	4	4	3						3	4		2		
28	225	朝来市	4	4	3						3	4		2		
28	226	淡路市	4	2	3						3	4		2		
28	227	六栗市	4	2	3						3	4		2		
28	228	加東市	4	4	3						3	4		1	加東市地域防災計画 避難所運営への男女共同参画の視点の反映	
28	229	たつの市	4	4	1	1	3				3	4		2	たつの市議会ハラスメント防止規程 第3条 (議員の責務)議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、活動を害するものであること及び相手職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、人権を尊重した活動をしなければならない。3 議員は、自らの行為がハラスメントであると疑われたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にし、解決するよう努めなければならない。4 議員は、他の議員が、ハラスメントに当たる発言又は行動を行っているとき、認められる事態に遭遇したときは、当該発言又は行動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めなければならない。	
28	301	猪名川町	4	4	1		3				3	4		2		
28	305	多可町	4	2	3						3	2		2		
28	381	稲美町	4	4	3						3	4		2		
28	382	播磨町	4	4	2						2	4		2		
28	442	市川町	4	4	3						3	4		2		
28	443	福崎町												2		
28	446	神河町	4	4	2						2	4		2		
28	464	太子町	4	2	3						3	4		2		
28	481	上郡町	4	4	3						3	2		2		
28	501	佐用町	4	4	3						2	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ 等(ハ ラスメ ン ト)が 定メ ン ト 有 る 倫 理 防 規 止	す る 議 員 向 ス メ ン ト を 設 置 し て い る	に3 関. をす ハ ラ ス メ ン ト 研 修 止	4 ・ そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
28	585	香美町	4	4	1				4	教材等を配布している。		3	2		1	香美町地域防災計画(震災編・風水害編) その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所(災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」)や避難場所(災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」)の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者(災害対策基本法第8条に規定する「要配慮者」、以下同じ。)の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。
28	586	新温泉町	4	4	2							3	2		2	